　　　那珂川町中小企業等支援交付金（第２弾）申請の手引き（農林漁業者）

Ⅰ　趣旨

　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、売上が減少した町内中小企業者等の事業継続を支援するため、那珂川町中小企業等支援交付金（以下「交付金」と言います。）を交付します。

Ⅱ　交付対象者

　交付金の対象者は、農林漁業者のうち、資本金１０億円未満の中小企業や個人事業主で、さらに、次に挙げる要件を全て満たしている事業者です。

　◇個人：町内に住所を有する農林漁業を営む者であって、かつ、令和３年分の農林漁業に係る収入額が年間総収入額の５０％を超える者。

法人：町内に主たる事業所を置く法人であって、かつ、農林漁業を主たる事業とする者。

　◇令和２年１２月までに那珂川町内で経営開始している。

　◇今後も事業を継続していく予定である。

　◇町税や水道使用料の滞納がない。

　◇反社会的団体などと関わりがなく、今後も関わらない。

　※政治団体や宗教上の組織など、国給付金の不給付要件に該当する団体や組織は、町も同様に交付金の交付対象になりません。

Ⅲ　交付要件・交付額

　交付金の交付要件と交付額は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付の要件 | 交付の上限額 | |
| 中小企業・法人 | 個人事業主 |
| 令和３年分の総売上（販売金額）が前年又は、前々年との比較で２０％以上減少している。 | ２０万円 | １０万円 |

【注意事項】

　・売上高は、販売金額のみを計上してください。

Ⅳ　申請手続き

　〇　申請に必要な書類は、次のとおりです。

　　ア　那珂川町中小企業等支援交付金交付申請書兼請求書（様式第２号）

　　イ　平成３１年１月から令和元年１２月までの年間の総売上を証明する書類

　　　　又は、令和２年１月から令和２年１２月までの年間の総売上を証明する書類

　　　　（法人：確定申告書、法人事業概況説明書の写しなど）

　　　　（個人：確定申告書、青色申告決算書の写しなど）

　　ウ　令和３年１月から令和３年１２月までの年間の総売上を証明する書類

　　　　（法人：確定申告書、法人事業概況説明書の写しなど）

　　　　（個人：確定申告書、青色申告決算書の写しなど）

　　エ　本人確認書類（個人事業主のみ）

　　　　（例：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証の写しなど）

　〇申請の方法は、郵送または役場窓口で申請してください。

　　あて先　〒３２４－０６９２　栃木県那須郡那珂川町馬頭５５５

　　　　　　　　那珂川町役場　産業振興課　農政係あて

　〇申請受付期間は、令和４年１月１１日（火）から令和４年３月２５日（金）までとします。

　〇必要書類のうち、ア（様式第２号）は、次の方法で入手することができます。いずれの方法でも対応が困難な場合は、役場担当課にご相談ください。

　　（１）町ホームページからのダウンロード

　　（２）次の町施設における配布

　　　　　・役場本庁舎（産業振興課農政係）

　　　　　・小川出張所（小川総合福祉センター内）

Ⅴ　交付等の決定と交付方法

　申請書類を受付後、町で内容を審査して、適正と認められるときは交付金を交付します。交付の決定については、交付決定通知書（様式第３号）で申請者あてに通知します。また、不交付となった場合でも、不交付決定通知書（様式第４号）で申請者あてに通知します。

　交付金は、各申請者への口座振込で交付します。交付の時期は、交付の決定後１ヵ月以内を目安としてください。

Ⅵ　その他

　・交付決定後に、交付要件に該当しない事実や虚偽、不正などが発覚した場合は、町はその決定を取り消します。このとき、交付金が支払われていた場合は、申請者は交付金の全額又は一部を町に返還するものとします。

　・交付金の返還にあたっては、那珂川町補助金等交付規則（平成１７年１０月１日規則第４７号）第２１条に準じた加算金（受領日から返還する日までの日数に応じ、１００円につき１０．９５％の割合で計算した金額）を併せて町に支払うものとします。

　・交付金は、課税対象となります。

Ⅶ　お問い合わせ先

　交付金について、ご不明な点は、次の担当課までお問い合わせください。

　　那珂川町　産業振興課　農政係

　　電話：０２８７－９２－１１１３

　　受付日時：平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで